

綾 部 市 公 報

番 号 第 7 6 5 号
発行日 令和 8 年 3 月 2 日
発行所 綾部市役所

目 次

○規 則

- 綾部市保育の実施に関する規則の一部改正
(子育て支援課)・・・1
- 綾部市子ども・子育て支援法施行細則の一部改正
(子育て支援課)・・・2
- 綾部市立病院職員宿舍等管理規則の一部改正
(保健推進課)・・・3

○告 示

- 令和 8 年 3 月綾部市議会定例会招集告示
(総務課)・・・4
- 綾部市満 3 歳以上教育・保育給付認定子どもに係る副食費助成事業実施要綱の一部改正
(子育て支援課)・・・5
- 綾部市放課後等デイサービス事業運営要綱の一部改正
(こども支援課)・・・6
- 綾部市児童発達支援事業運営要綱の一部改正
(こども支援課)・・・7
- 綾部市保育所等訪問支援事業運営要綱の一部改正
(こども支援課)・・・8
- 綾部市指名競争入札における業者の指名停止等措置要綱の一部改正
(監理課)・・・9

○公 告

- 森林法に基づく綾部市森林整備計画の縦覧について
(林政課)・・・10

- 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可について
(農政課)・・・11
- 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可について
(農政課)・・・12
- 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可について
(農政課)・・・13
- 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可について
(農政課)・・・14
- 令和 7 年度下水道事業受益者負担金の賦課対象区域図の縦覧について
(下水道課)・・・15
- 公示送達
(市民・国保課)・・・17
- 公示送達
(税務課)・・・18
- 綾部市下水道排水設備指定業者規程に基づく指定業者の公表
(下水道課)・・・19
- 公示送達
(税務課)・・・20
- 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可について
(農政課)・・・21

○教育委員会告示	
・令和7年度第11回綾部市教育委員会会議招集告示	・・・22
○選挙管理委員会告示	
・令和8年3月定時登録における選挙人名簿登録日について	・・・23
・綾部市条例の制定又は改廃等の請求に要する有権者総数の50分の1の数	・・・24
・綾部市議会の解散等の請求に要する有権者総数の3分の1の数	・・・25
・合併協議会設置協議についての投票請求に要する有権者総数の6分の1の数	・・・26

綾部市保育の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 2 月 9 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市規則第 1 号

綾部市保育の実施に関する規則の一部を改正する規則

綾部市保育の実施に関する規則（平成 26 年綾部市規則第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「綾部市子ども・子育て支援法施行細則（平成 26 年綾部市規則第 35 号）に規定する」を削る。

第 3 条第 1 項中「保育所入所承諾書（様式第 1 号）」を「施設利用承諾通知書」に改め、同条第 2 項中「保育所入所保留通知書（様式第 2 号）」を「施設利用保留通知書」に改める。

第 4 条第 2 項中「保育の実施解除通知書（様式第 3 号）」を「保育実施解除通知書」に改める。

様式第 1 号から様式第 3 号までを削る。

附 則

この規則は、令和 8 年 2 月 9 日から施行する。

綾部市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 2 月 9 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市規則第 2 号

綾部市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

綾部市子ども・子育て支援法施行細則（平成 2 6 年綾部市規則第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「。以下「法」という。」を削る。

第 3 条から第 5 条までを削り、第 6 条を第 3 条とする。

第 6 条の 2 から第 1 2 条までを削る。

第 1 3 条中「前 2 条」を「府令第 2 9 条、府令第 3 1 条、府令第 3 9 条又は府令第 4 0 条」に改め、「（様式第 1 1 号）」を削り、同条を第 4 条とし、第 1 4 条を第 5 条とする。

様式第 1 号から様式第 1 1 号までを削る。

附 則

この規則は、令和 8 年 2 月 9 日から施行する。

綾部市立病院職員宿舎等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 2 月 2 4 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市規則第 3 号

綾部市立病院職員宿舎等管理規則の一部を改正する規則

綾部市立病院職員宿舎等管理規則（平成 2 年綾部市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表綾部市立病院青野西寮の項、綾部市立病院桜が丘宿舎 A の項及び綾部市立病院桜が丘宿舎 B の項を削る。

附 則

この規則は、令和 8 年 3 月 2 4 日から施行する。ただし、別表綾部市立病院青野西寮の項を削る改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 1 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 0 1 条の規定に基づき、令和 8 年 3 月 2 日綾部市議会定例会を綾部市に招集する。

令和 8 年 2 月 2 0 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市告示第12号

綾部市満3歳以上教育・保育給付認定子どもに係る副食費助成事業実施要綱（令和元年綾部市告示第213号）の一部を次のように改正する。

令和8年2月27日

綾部市長 四方 源太郎

第5条に次のただし書を加える。

ただし、設置者又は事業者が他の市町村である場合は、市が助成すべき額を教育・保育給付認定保護者に対し、直接支払うことができるものとする。

第6条（見出しを含む。）中「施設等」の次に「又は教育・保育給付認定保護者」を加える。

附 則

この告示は、令和8年2月27日から施行する。

綾部市告示第13号

綾部市放課後等デイサービス事業運営要綱（令和7年綾部市告示第20号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月2日

綾部市長 四方 源太郎

第7条第2項中「午前11時から午後6時30分」を「午後1時から午後6時30分」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、学校の休業日においては、午後0時30分から午後6時30分までとする。

第7条第3項中「午後2時」を「午後4時」に、「午後0時30分」を「午後1時30分」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

綾部市告示第14号

綾部市児童発達支援事業運営要綱（令和7年綾部市告示第18号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月2日

綾部市長 四方 源太郎

第7条の見出し中「実施時間」を「開設時間等」に改め、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、「実施日」の次に「、開設時間」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 事業所の開設時間は、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後3時30分までとする。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

綾部市告示第15号

綾部市保育所等訪問支援事業運営要綱（令和7年綾部市告示第19号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月2日

綾部市長 四方 源太郎

第7条の見出し中「実施時間」を「開設時間等」に改め、同条第2項中「事業」を「事業所の開設時間及び事業」に改め、「午前8時30分から」の次に「正午まで及び午後1時から」を加え、同条第3項中「実施日」の次に「、開設時間」を加える。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

綾部市告示第16号

綾部市指名競争入札における業者の指名停止等措置要綱（平成25年綾部市告示第47号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月2日

綾部市長 四方 源太郎

第4条第6項中「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条の4の規定による課徴金減免制度が適用され」を「次の各号のいずれかに該当し」に改め、同項に次の各号を加える。

- （1）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条の4の規定による課徴金減免制度が適用されたとき。
- （2）独占禁止法第7条の4の規定による課徴金減免制度に基づく報告を行ったが、算出された課徴金の額が100万円未満であったため、同法第7条の2第1項ただし書により課徴金納付命令の対象とならなかったとき。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

綾部市公告第10号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第2項の規定により綾部市森林整備計画を樹立したいので、同法第10条の6第4項において準用する同法第6条第1項及び第10条の5第7項の規定により次のとおり公告し、当該計画の案を縦覧に供する。

なお、当該計画の案に意見のある者は、縦覧期間が完了する日までに、綾部市長に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

令和8年2月5日

綾部市長 四 方 源太郎

1 縦覧場所

綾部市役所農林商工部林政課

2 縦覧期間

令和8年2月9日から令和8年3月4日まで

綾部市公告第11号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画について認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和8年2月10日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市公告第12号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画について認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和8年2月10日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市公告第13号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画について認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和8年2月10日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市公告第14号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画について認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和8年2月10日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市公告第15号

綾部都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第4条の規定により、令和7年度に受益者負担金を賦課しようとする区域について、次のとおり公告する。

なお、賦課対象区域図は、綾部市上下水道部下水道課において一般の縦覧に供する。

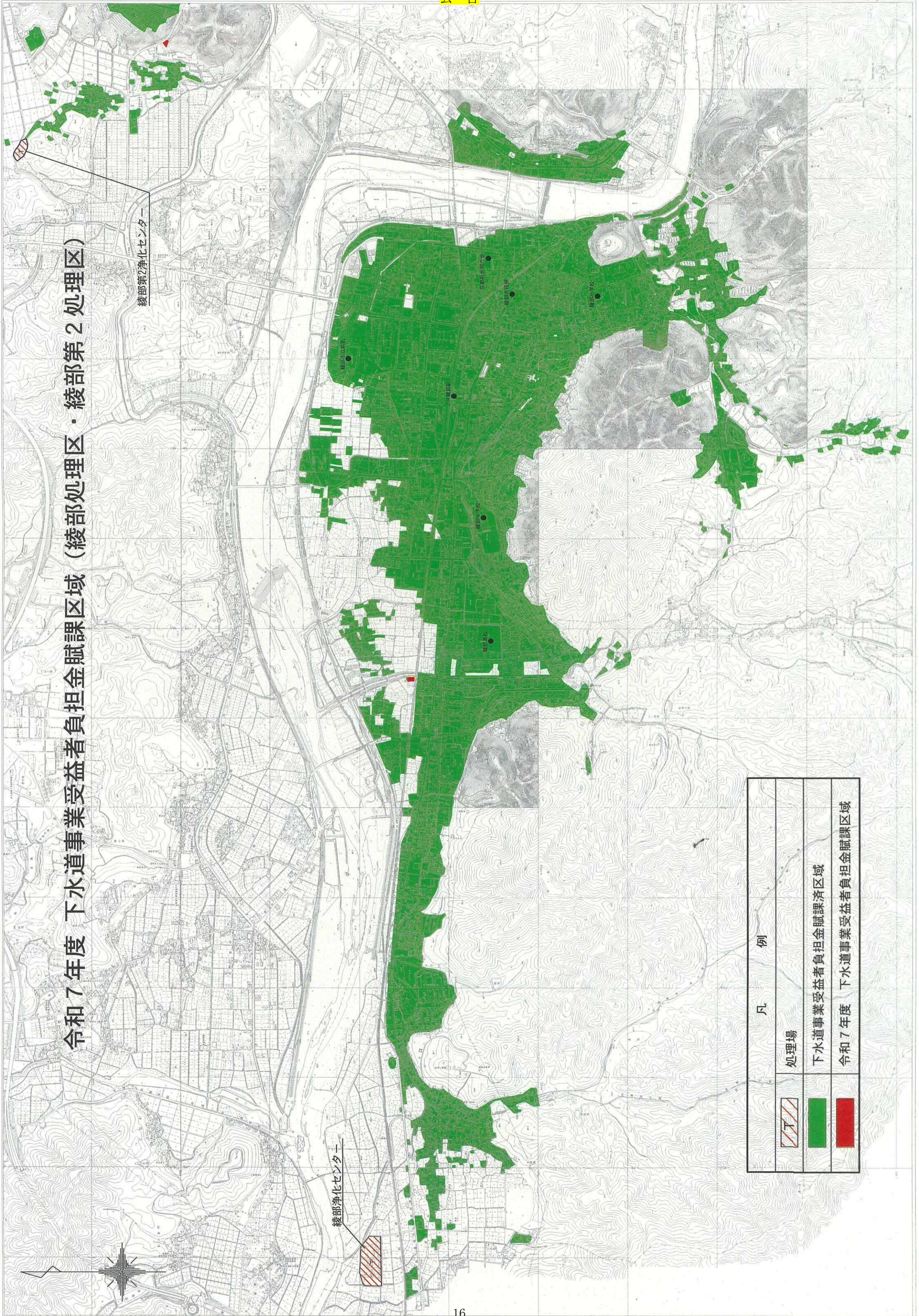
令和8年2月12日

綾部市長 四 方 源太郎

- 1 賦課対象区域
延町、多田町の一部

- 2 賦課対象区域図 別図のとおり

令和7年度 下水道事業受益者負担金賦課区域（綾部処理区・綾部第2処理区）



綾部第2浄化センター

綾部浄化センター

凡 例	
	処理場
	下水道事業受益者負担金賦課区域
	令和7年度 下水道事業受益者負担金賦課区域

綾部市公告第17号

次の書類は、送達を受けるべき者への送達が困難であるため、綾部市市民環境部市民・国保課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法第20条の2の規定により公告する。

令和8年2月17日

綾部市長 四方 源太郎

(以下掲示済)

綾部市公告第 18 号

次の書類は、地方税法第 20 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 8 年 2 月 18 日

綾部市長 四 方 源太郎

(以下掲示済)

綾部市公告第 19 号

綾部市下水道排水設備指定業者規程第 13 条第 1 項第 1 号に基づく指定業者を次により公表します。

令和 8 年 2 月 27 日

綾部市長 四方 源太郎

1 新たに指定する業者

事業所名	代表者氏名	所在地	指 定 日
マルヤマテック株式会社	丸山 隆司	福知山市字池部 4 4 - 2	令和 8 年 3 月 1 日

指定申請内容

指定番号	事業所名	代表者氏名	所在地	技術者数
231	マルヤマテック株式会社	丸山 隆司	福知山市字池部 4 4 - 2	1

綾部市公告第 2 0 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 8 年 2 月 2 7 日

綾部市長 四 方 源太郎

(以下掲示済)

綾部市公告第 2 1 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画について認可したので、同条第 7 項の規定により公告する。

令和 8 年 3 月 2 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市教育委員会告示第2号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、令和7年度第11回綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和8年2月16日

綾部市教育委員会

教育長 小林 治

- 1 日 時 令和8年2月20日（金）午前9時30分から
- 2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局（教育長室）
- 3 付議事項
 - 議第1号 管理職人事について
 - 議第2号 綾部市共同集会所等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
 - 議第3号 綾部市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
 - 議第4号 令和8年度綾部市一般会計予算について
 - 議第5号 令和7年度綾部市一般会計補正予算（第8号）について

綾部市選挙管理委員会告示第53号

令和8年3月定時登録において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により選挙人名簿の登録の日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第1項の規定により告示する。

令和8年2月25日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

選挙人名簿の登録の日 令和8年3月2日

綾部市選挙管理委員会告示第54号

綾部市条例の制定又は改廃の請求及び綾部市の事務の執行に関する監査の請求並びに合併協議会設置の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和8年3月2日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

520人

綾部市選挙管理委員会告示第55号

綾部市議会の解散の請求並びに綾部市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員、監査委員及び教育委員会の委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和8年3月2日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

8,663人

綾部市選挙管理委員会告示第56号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和8年3月2日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

4, 332人